



長谷川俊明法律事務所  
弁護士  
長谷川 俊明

# 知的財産(権)について⑦ 「データの知的財産権と利用権」

## はじめに



データの利活用が人を豊かにし、ビジネスの盛衰を分けると言われている「データ資本主義社会」に私たちは生きています。そこで重要なのがAI(人工知能)です。このAIは、処理できるデータが多いほど性能は高いと言えます。膨大なデータ資源は、「現代の石油になる」とする、中国の巨大IT企業トップによる指摘は、的を射ています。

データを集めAIに分析・処理させるには、データの利用権限がないとできません。データの権利者から利用権限の許諾(ライセンス)を受けてもよいのですが簡単ではありません。

その理由はデータには色々な権利が存在しているからです。データは情報で

あり目には見えない無体物ですから、所有権の対象とは言えません。しかし、データは個人情報が含まれていることがあり、その場合、データの利用権限、処分権限(自己情報コントロール権)は、まずは本人に帰属します。また、個々のデータは、集合体としてCD-ROMなどに収められますが、その場合は、CD-ROMの作成者に独占的利用を許す著作権が生じます。

データにはどのような知的財産権が生じるのか、またデータの利用権限は誰が持つかの視点で考えてみます。

## データに生じる知的財産権

データの利活用上、最も検討課題になり得るのが大量にデータを集めAIプログラムに「機械学習」させる際に、データの著作権を侵害しないかどうかという問題です。

「機械学習」とは、大量のデータをコンピューターに学習させ、人間の脳と同じような働きで音声や画像を認識させ、あるいは最適な判断を下せるようにさせる技術のことです。

例えば、AIに作曲させるため大量の音楽データを読み込ませるとします。これらの音楽は、曲ごとに作曲をした人が著作権を持っています。つまり、無断で音楽データを「複製」したら著作権侵害になってしまいます。

AIは、「機械学習」の過程で著作物の「複製」を行いますので、著作権を侵害してしまうこととなります。「複製」と言いますと、そっくりそのままの物やデータを作ることをつい思い浮かべがちですが、著作権法の「複製」は、少し広く、よく似た別の作品を作ることも含まれます。

さらに、コンピューターやサーバーに、一時的に著作物を蓄積させる行為が「複製」に当たるかどうかについても従前から議論のあったところです。

大量のデータが蓄積され利用される現代において、「機械学習」のためのデータ活用がことごとく著作権侵害になるとしたら、デジタルネット社会の進歩を阻害しかねません。

そこで著作権行使を制限する例外として、平成21(2009)年の改正で著作権法47条の7が設けられました。同条は、情報解析のための複製等につき、「必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案」を行えるとします。

この法律の改正で著作権に一定の制限が加えられましたので、AIの「機械学習」のための様々な複製などが、営利

であるか非営利であるかを問わず、著作権侵害に当たらないこととなりました。

## 個人データをコントロールする権利 (自己情報コントロール権)

私たちは、乳幼児は別としても、すべて「消費者」として日常生活を送っています。巨大メーカーの経営者であろうと、衣食住のすべてを自給自足でまかなうことなど到底できません。人里離れた山奥で仙人のような暮らしをしていたとしても、生きていくため何らかの生活物資の消費を強いられます。

いま、IoTやAIをフルに活用する「データ大流通時代」にあって、最も注目されるのが、消費者1人ひとりが持つ個人データです。

IoTは、Internet of Thingsの略称です。直訳すれば「物のインターネット」で、これだけだと分かりにくいのですが、私たちの周辺にある家電製品、自動車などあらゆる物をインターネットにつなぐと言うことです。

何のために物をインターネットでつなぐかと言えば、物がどのような使いかたをされているのかという「使いかた」情報を入手するためと言ってよいでしょう。

例えば、どの家庭にもある家電製品の冷蔵庫を例に考えてみましょう。近い将来、インターネットでつながり「IoT家電」の1つとなった冷蔵庫が、中に何が入っているかを把握し、インターネットを介して買い物リストを作成してスマートフォンに送付するようになるとみられます。

そうなりますと、日常生活で牛乳のストックが少なくなってきたのでそろそろ買い足さなければと考えているところに、「牛乳が少なくなっていますが、ちょうど明日、近くの〇〇スーパーで△△ブランドの牛乳が安く売られます」とのメッセージがその人のスマートフォンに届いたりします。

絶好のタイミングで耳よりの情報を教えてくれたと喜ぶ人は少なくないと思います。その一方で、なぜうちの冷蔵庫の牛乳ストックが底をつきかけているとの情報が外部に「漏れた」のか「素朴な」

疑問を感じる人もいるかもしれません。それだけでなく、1日あたりどのくらいの量、何ブランドの牛乳を飲むかといった情報は個人情報なので、他人に知られたくないと考える人もいます。

似たような話は、じつは、IoTが普及し始めるよりずっと前からありました。小さな子供のいる家庭には、子供が小学校に入学する半年位前にランドセルを売り込む宣伝のダイレクトメールが届いたりしていたからです。

「なぜうちに満6歳になる子供がいるのが分かったのだろうか。個人情報の載った名簿などがまとめて業者に渡されたりはしていないか」と不快に、場合によっては薄気味悪く感じる人もいました。

日本では、平成15(2003)年5月に個人情報の保護に関する法律が制定され、平成17(2005)年4月1日から施行されています。同法制定の大きな原因になったのが、こうした個人情報の“乱用”が頻発していたからでした。

同法は、「自己情報コントロール権」の考え方に基づいて制定されました。この考え方の基になったのは、OECD(経済協力開発機構)の、いわゆるプライバシーガイドラインに示されている、すべての人が持つプライバシー権です。

## データの利用権限と 自己情報コントロール権の調整

IoTとAIをフル活用して集めた消費者の情報をビッグデータとして商品やサービスの広告、宣伝に使う動きが活発になってきています。また、データを集めるためデータを販売している業者から買う場合もあるようです。このような業者は、多数存在しているようです。

ただ、そうしたビッグデータは、いわば個人情報の固まりですから、プライバシー権の対象として、私たちのコントロールに委ねられなくてはなりません。そこで、データの利用権限を知的財産権などの下で獲得しビジネスのために活用しようとする考え方と個人情報のコントロール権が、時に衝突し合い、この間の

調整が必要になります。

平成29(2017)年5月30日、個人情報保護法が12年ぶりに改正、施行になりましたが、この改正内容にデータ利用権とプライバシー権の調整の方策が含まれています。それは、「匿名加工情報」の導入です。

そもそもこの法改正は、ビッグデータ時代の情報活用を後押しするために行われました。なかでも、「匿名加工情報」は、個人が識別されないよう情報に十分な匿名化を施せば、本人の同意なくデータを第三者に譲渡できることとしました。

例えば「新宿区に住む30代男性のAさんが、毎週末必ず近くのスーパーでワインを購入する」との情報は、「新宿区在住の30代男性が…」というだけでしたら、Aさんの個人との結びつきは絶たれ匿名化されたと言えるでしょう。それでも、めずらしいワインを購入するので、知人や友人だったらAさんのことだとすぐ分かるようであれば、やはり改正法の導入した「個人識別符号」として、本人の同意なく譲渡できなくなります。

そうすると実務上は、どこまで加工すれば「匿名加工情報」になるのかの見極めが大切なポイントになります。

個人情報保護委員会は、2017年2月27日付で、指針「パーソナルデータの利活用促進と信頼性確保の両立に向けて」を公表し、「匿名加工情報作成のための参考情報」の項中で、「代表的な加工手法」を図表化して具体的に例示していますが、正確な見極めは難しくそうです。

## まとめ



データを化体した本やディスクではなく、大量に集めたデータそのものを取引の対象にする場合の法律問題は、私たちの社会が初めて直面する難問を含んでいそうです。既存の知的財産権やプライバシー権の枠組みを超えたところに答えを見出すしかありません。

